

公益財団法人 ふくおか環境財団について

環 境 局

(令和4年8月18日)

	ページ
第1 概要	
1 設 立	1
2 基 本 財 産	1
3 事 業 内 容	1
4 組 織	2
5 役員及び評議員名簿	3
第2 令和3年度事業報告及び決算	
1 事 業 報 告	4
2 貸 借 対 照 表	8
3 正味財産増減計算書	10
4 財 産 目 録	14
5 収 支 計 算 書	16
6 契約金額が3億円以上の工事又は製造の請負の契約	17
7 契約金額が4,000万円以上の不動産等の買入れ等の契約	17
第3 令和4年度事業計画及び収支予算	
1 事 業 計 画	18
2 収 支 予 算 書	20
第4 参考資料	
定 款	22

第1 概要

1 設立

(1) 名称

公益財団法人 ふくおか環境財団

(2) 目的

廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成に資する事業を推進するとともに、広く公共の福祉の見地から公衆衛生の向上を図ることにより、住民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与すること。

(3) 経過

昭和44年7月1日 財団法人 福岡市環境衛生公社として設立

平成14年4月1日 財団法人 福岡市くらしの環境財団に名称変更

平成19年4月1日 株式会社 都市環境と統合し、財団法人 ふくおか環境財団となる

平成27年4月1日 公益財団法人に移行し、公益財団法人 ふくおか環境財団となる

2 基本財産

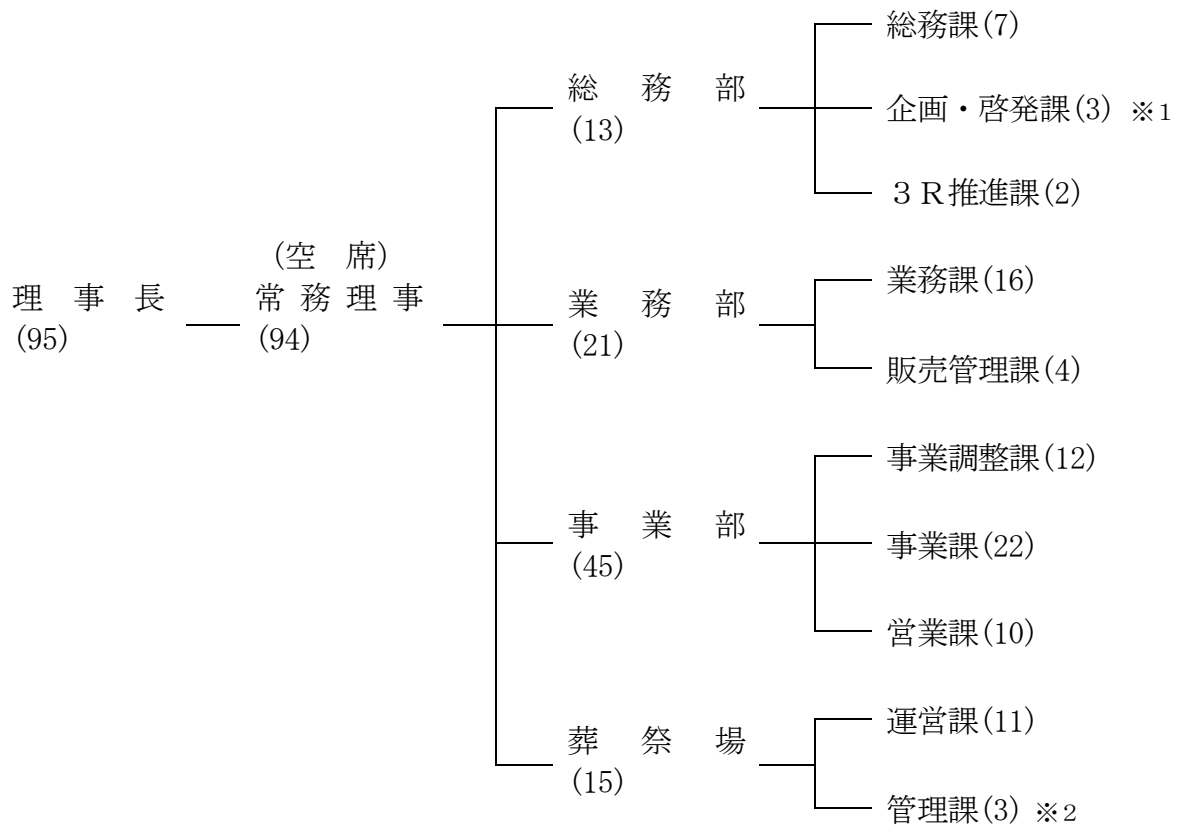
2千万円（福岡市全額出資）

3 事業内容

循環のまち・ふくおかの構築に向けた事業を推進するとともに、行政の補完的な役割を担っており、民間事業者では安定した業務の継続が難しい事業、市民生活に密着した直営的な事業、公平性、公正性及び確実性が必要とされる事業、災害等の不測の事態への対応などを行う。

- (1) 環境に関する調査、研究及び啓発
- (2) 廃棄物処理技術の普及に関する事業
- (3) 廃棄物関連施設の管理運営に関する事業
- (4) 廃棄物の収集及び運搬に関する事業
- (5) 家庭系指定袋の調達、保管及び配送に関する事業
- (6) 廃棄物処理手数料に関する事業
- (7) 家庭系粗大ごみ収集の受付及び相談に関する事業
- (8) 福岡市葬祭場の管理運営及び整備に関する事業
- (9) 排水設備の検査に関する事業
- (10) 土地の貸付に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 組織（令和4年8月1日現在の常勤職員数）



※1 企画・啓発課係員1空席

※2 管理課長（葬祭場長事務取扱）

職位別職員数

（単位：人）

区 分	市 派 遣 職 員	財団固有職員		計
			うち市OB職員	
理 事 長	—	1	1	1
常 務 理 事	—	—	—	—
部 長 職	1	3	1	4
課 長 職	—	10	2	10
職 員	—	80	0	80
合 計	1	94	4	95

※ その他、嘱託職員18人、臨時職員28人を含めた職員数は141人

5 役員及び評議員名簿（令和4年8月1日現在）

(1) 役員

役職名	氏名	就任年月日	備考
理事長	橋本 淳	令和4年4月1日	(常勤)
理事	近藤加代子	令和3年6月25日	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
理事	星野幸代	令和3年6月25日	国連ハビタット（国連人間居住計 画）福岡本部本部長補佐官
理事	田中綾子	令和3年6月25日	福岡大学大学院工学研究科 教授
理事	城戸裕子	令和4年4月1日	福岡市保健医療局 生活衛生部長
理事	八尋 隆	令和4年4月1日	福岡市環境局 環境政策部長 兼 循 環型社会推進部長
理事	三角伊知郎	令和3年6月25日	福岡市道路下水道局 管理部長
理事	福重孝之	令和3年6月25日	公益財団法人 ふくおか環境財団 事業部長（使用人兼務役員）
理事	日野浩昭	令和3年6月25日	公益財団法人 ふくおか環境財団 葬祭場長（使用人兼務役員）
監事	内富 誠	令和3年6月25日	株式会社 西日本シティ銀行 執行 役員 地域振興本部副本部長
監事	松岡伸明	令和4年4月1日	福岡市環境局 施設部長

(2) 評議員

役職名	氏名	就任年月日	備考
評議員	松藤康司	令和元年6月20日	福岡大学 名誉教授
評議員	角 敬之	令和元年6月20日	一般財団法人 有明環境整備公社 理事長
評議員	久留百合子	令和元年6月20日	株式会社 ビスネット 代表取締役
評議員	松崎 隆	令和元年6月20日	徳永・松崎・斉藤法律事務所 最高顧問弁護士
評議員	舟越伸一	令和元年6月20日	福岡市 保健医療局長
評議員	高田浩輝	令和3年4月1日	福岡市 環境局長

第2 令和3年度事業報告及び決算

1 事業報告

(1) 公益目的事業

① ごみ収集運搬業務

福岡市から委託を受け、又は収集運搬業の許可に基づき、ごみの収集運搬業務を行った。

ア 委託業務（家庭系ごみ）

○可燃ごみ、不燃ごみ、空きびん・ペットボトル収集運搬業務

東区香椎照葉、中央区地行浜、早良区百道浜、西区愛宕浜の家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、空きびん・ペットボトルの収集運搬業務を行った。

区 分	収 集 量
可燃ごみ	5,160t
不燃ごみ	323t
空きびん・ペットボトル	238t

○粗大ごみ収集運搬業務

東区香椎照葉、中央区地行浜、早良区百道浜、西区愛宕浜の家庭から排出される粗大ごみの収集運搬業務を行った。

区 分	収 集 量
可 燃 性	114t
不 燃 性	67t

○公共施設等資源物収集運搬業務

区役所等11か所の資源物回収拠点で回収された資源物を収集し、再資源化施設への運搬を行った。

区 分	収 集 量
空きびん	146t
ペットボトル	51t
空き缶	41t
その他（白色トレイ、蛍光管など）	9t

イ 許可業務（事業系ごみ）

事業所との契約に基づき、ごみ等の収集運搬業務とごみ処理料金の集金事務を行った。また、循環型社会の実現に向け、古紙の分別回収を実施した。

○事業系ごみ収集運搬業務

収集量 11,736t

○古紙の分別回収

収集量 782t

○事業系ごみ処理料金集金事務

区 分	令和4年3月末現在		参考（令和4年5月末現在）	
	件 数	金 額	件 数	金 額
売上(A)	20,450件	555,087,071円	20,450件	555,087,071円
集金(B)	18,161件	492,733,712円	20,391件	554,567,009円
集金率(B)/(A)	88.8%	88.8%	99.7%	99.9%

② 家庭系ごみ処理手数料徴収事務

福岡市から委託を受け、家庭ごみ用の指定袋の調達、保管及び取扱店への配送等を行うとともに、家庭系ごみ処理手数料の徴収事務を行った。

区 分	令和4年3月末現在		参考（令和4年5月末現在）	
	件 数	金 額	件 数	金 額
調定(A)	1,712件	3,410,298,590円	1,711件	3,410,171,090円
収納(B)	1,613件	3,238,781,580円	1,711件	3,410,171,090円
収納率(B)/(A)	94.2%	95.0%	100.0%	100.0%

③ 粗大ごみ受付センター業務等

福岡市から委託を受け、粗大ごみ収集の申込受付、市民からの相談・要望等への対応、収集業者への指示及び連絡調整を行った。

応答件数 394,970件

④ 粗大ごみ処理手数料収納事務

福岡市から委託を受け、粗大ごみ処理券の管理及び保管を行い、市の指定する取扱店に納品するとともに、粗大ごみ処理手数料の収納事務を行った。

処理券枚数 561,362枚 収納金額 233,323,700円

⑤ し尿収集運搬業務

福岡市から委託を受け、し尿の収集運搬業務を行った。

収集件数 35,515件 収集量 8,319kℓ

⑥ し尿処理手数料徴収事務

福岡市から委託を受け、し尿処理手数料の徴収事務を行った。

区 分	令和4年3月末現在		参考（令和4年5月末現在）	
	件 数	金 額	件 数	金 額
調定(A)	21,148件	49,498,875円	21,148件	49,498,875円
収納(B)	20,574件	48,213,675円	20,945件	48,966,075円
収納率(B)/(A)	97.3%	97.4%	99.0%	98.9%

⑦ 福岡市葬祭場管理運営業務

福岡市葬祭場の再整備資金を金融機関に償還するとともに、指定管理者として、福岡市葬祭場の適切な管理運営を行った。

火 葬		改葬火葬	産 汚 物	人 体 の 一 部	待 合 室 の 利 用
人 体	死 産 児				
11,841件	412件	21件	12,457kg	2,546kg	7,991件

⑧ 排水設備完了検査業務

福岡市、糟屋郡5町及び古賀市から委託を受け、排水設備の完了検査業務を行った。なお、古賀市については、令和3年度から新たに受託した。

区分	福岡市	宇美町	篠栗町	須恵町	久山町	粕屋町	古賀市	合計
検査件数	4,480件	199件	151件	310件	103件	323件	278件	5,844件

⑨ 福岡市西部3Rステーション管理運營業務

指定管理者として、福岡市西部3Rステーションの適切な管理運営を行うとともに、当該施設を活動拠点とし、地域の環境啓発活動の支援や地域で活動するリーダー・ボランティアの人材育成を行った。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じて、オンラインを利用したイベント等を実施した。

利用者	講座等開催回数	講座等参加者数
施設内事業利用者	33,490人	636回
施設外事業利用者	1,601人	62回

⑩ 自主事業

ア 廃棄物埋立管理技術普及啓発事業

○JICA 研修受託事業

国際協力機構(JICA)の研修事業として、福岡市及び福岡大学と協力しながら、開発途上国を対象に「準好気性埋立(福岡方式) 処分場の設計・維持管理」に係る研修を行った。

研修期間及び研修対象

課題別研修：令和3年11月1日～12月2日（オンライン） 9か国11人

○全国産業資源循環連合会研修受託事業

準好気性埋立構造（福岡方式）による廃棄物埋立管理技術研修をオンラインにより実施した。

研修期間：令和3年11月10日～11月11日

研修対象：全国産業資源循環連合会会員企業の研修員 136人

イ 環境学習事業

新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、小学生や幼児を対象に福岡市のごみの現状などについて体験型の講座を行い、ごみ減量や環境問題に関する啓発を行った。

○留守家庭子ども会出前講座

環境学習や不用になったものを有効活用する体験型の講座を開催した。

実施校数：7校（主に小学校の夏休み期間）

対 象：「留守家庭子ども会」の児童 参加人数：486人

○幼児環境出前講座

成長段階早期に環境意識の向上を図ることを目的に、幼児を対象とした体験型環境学習講座（出前講座）を開催した。

実施園数：2園

対 象：「保育園・幼稚園」の園児 参加人数：76人

○コンポスト学習事業

小学生等を対象に、段ボール箱を利用した生ごみの堆肥作りからその利用までの実践活動を行った。

実施数：4校

対 象：小学生、幼児 参加人数：267人

※実施数には小学校以外（保育所等）での実施分2か所を含む。

ウ 環境啓発事業

環境フェスティバルふくおか、西区環境フェスタなど福岡市が実施する各種啓発事業に参画し、環境分野における市民啓発活動を行った。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、親子ごみ収集ミッドナイトツアーは見学を中止し啓発動画を公開、また、環境フェスティバルふくおかはオンライン開催となったため、動画配信とリアル展示を行い、開催方法・内容等を変更して実施した。

(2) 収益事業

土地貸付事業

旧西営業所用地の有効活用を図るため、貸付事業を行った。

所在地	福岡市西区横浜三丁目 400 番
土地面積	1,870.04m ²
賃料	1,566,000 円（月額）
賃貸借期間	平成 26 年 4 月～令和 16 年 4 月（20 年間）

2 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	当年度 (令和3年度)	前年度 (令和2年度)	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	945,098,051	956,894,879	△ 11,796,828
預金	237,873,951	215,229,177	22,644,774
未払消費税	5,300,221	6,271,409	△ 971,188
前払費用	754,190	1,906,609	△ 1,152,419
立替金	0	3,800	△ 3,800
貸倒引当金	△ 496,000	△ 455,000	△ 41,000
流動資産合計	1,188,530,413	1,179,850,874	8,679,539
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	740,818,060	697,232,282	43,585,778
役員災害補償引当資産	32,000,000	32,000,000	0
特定資産合計	772,818,060	729,232,282	43,585,778
(3) その他固定資産			
建物	427,570,227	441,785,523	△ 14,215,296
付属設備	44,080,007	52,824,560	△ 8,744,553
機械及び装置	3,360,169	3,849,574	△ 489,405
車両運搬具	86,296,504	86,241,423	55,081
土地	249,429,868	249,429,868	0
電話加入権	54,000	54,000	0
ソフトウェア	9,742,539	13,467,436	△ 3,724,897
リース資産	5,472,680	8,012,384	△ 2,539,704
前払年金費用	68,488,523	64,877,464	3,611,059
長期未収金	1,000,479,114	1,290,364,594	△ 289,885,480
その他固定資産	23,388,341	24,303,740	△ 915,399
その他固定資産合計	1,918,361,972	2,235,210,566	△ 316,848,594
固定資産合計	2,711,180,032	2,984,442,848	△ 273,262,816
資産合計	3,899,710,445	4,164,293,722	△ 264,583,277
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	205,715,229	207,847,763	△ 2,132,534
未払消費税	16,806,600	16,820,400	△ 13,800
未払法人税	221,000	221,000	0
預り金	83,041,423	87,610,840	△ 4,569,417
前受金	1,566,000	1,566,000	0
賞与引当金	35,192,000	35,750,000	△ 558,000
契約保証金	45,165,230	42,696,480	2,468,750
流動負債合計	387,707,482	392,512,483	△ 4,805,001
2 固定負債			
長期借入金	984,451,532	1,265,131,532	△ 280,680,000
長期未払金	16,027,582	25,233,062	△ 9,205,480
リース負債	5,472,680	8,012,384	△ 2,539,704
固定負債合計	1,005,951,794	1,298,376,978	△ 292,425,184
負債合計	1,393,659,276	1,690,889,461	△ 297,230,185
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	20,000,000	20,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産	2,486,051,169	2,453,404,261	32,646,908
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(772,818,060)	(729,232,282)	(43,585,778)
正味財産合計	2,506,051,169	2,473,404,261	32,646,908
負債及び正味財産合計	3,899,710,445	4,164,293,722	△ 264,583,277

(2) 貸借対照表内訳表

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	658,016,879	39,828,310	247,252,862	0	945,098,051
未収金	229,802,376	10,446	8,061,129	0	237,873,951
貯蔵品	5,300,221	0	0	0	5,300,221
前払費用	696,865	0	57,325	0	754,190
立替金	0	0	0	0	0
他会計貸付金	26,003,324	113,317	584,570	△ 26,701,211	0
貸倒引当金	△ 496,000	0	0	0	△ 496,000
流動資産合計	919,323,665	39,952,073	255,955,886	△ 26,701,211	1,188,530,413
2 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	0	0	20,000,000	0	20,000,000
基本財産合計	0	0	20,000,000	0	20,000,000
(2) 特定資産					
減価償却引当資産	659,128,008	1,779,775	79,910,277	0	740,818,060
役員災害補償引当資産	0	0	32,000,000	0	32,000,000
特定資産合計	659,128,008	1,779,775	111,910,277	0	772,818,060
(3) その他固定資産					
建物	350,776,272	0	76,793,955	0	427,570,227
建物付属設備	34,971,226	0	9,108,781	0	44,080,007
機械及び装置	2,315,416	0	1,044,753	0	3,360,169
車両運搬具	86,296,504	0	0	0	86,296,504
土地	136,334,704	61,323,050	51,772,114	0	249,429,868
電話加入権	43,873	0	10,127	0	54,000
ソフトウェア	7,076,811	0	2,665,728	0	9,742,539
リース資産	4,456,980	0	1,015,700	0	5,472,680
前払年金費用	63,641,115	0	4,847,408	0	68,488,523
長期未収金	1,000,479,114	0	0	0	1,000,479,114
その他固定資産	11,687,291	93,673	11,607,377	0	23,388,341
その他固定資産合計	1,698,079,306	61,416,723	158,865,943	0	1,918,361,972
固定資産合計	2,357,207,314	63,196,498	290,776,220	0	2,711,180,032
資産合計	3,276,530,979	103,148,571	546,732,106	△ 26,701,211	3,899,710,445
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	186,956,765	16,226,754	2,531,710	0	205,715,229
未払消費税等	16,771,500	35,100	0	0	16,806,600
未払法人税等	0	221,000	0	0	221,000
預り金	82,961,595	0	79,828	0	83,041,423
他会計借入金	113,317	584,570	26,003,324	△ 26,701,211	0
前受金	0	1,566,000	0	0	1,566,000
賞与引当金	32,190,000	30,000	2,972,000	0	35,192,000
契約保証金	26,805,230	18,360,000	0	0	45,165,230
流動負債合計	345,798,407	37,023,424	31,586,862	△ 26,701,211	387,707,482
2 固定負債					
長期借入金	984,451,532	0	0	0	984,451,532
長期未払金	16,027,582	0	0	0	16,027,582
リース債務	4,456,980	0	1,015,700	0	5,472,680
固定負債合計	1,004,936,094	0	1,015,700	0	1,005,951,794
負債合計	1,350,734,501	37,023,424	32,602,562	△ 26,701,211	1,393,659,276
III 正味財産の部					
1 指定正味財産	0	0	20,000,000	0	20,000,000
(うち基本財産)	(0)	(0)	(20,000,000)	(0)	(20,000,000)
(うち特定資産)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産	1,925,796,478	66,125,147	494,129,544	0	2,486,051,169
(うち基本財産)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産)	(659,128,008)	(1,779,775)	(111,910,277)	(0)	(772,818,060)
正味財産合計	1,925,796,478	66,125,147	514,129,544	0	2,506,051,169
負債及び正味財産合計	3,276,530,979	103,148,571	546,732,106	△ 26,701,211	3,899,710,445

3 正味財産増減計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

(1) 正味財産増減計算書

（単位：円）

科 目	当年度 (令和3年度)	前年度 (令和2年度)	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	199	2,604	△ 2,405
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	14,583	69,136	△ 54,553
③ 事業収益			
ごみ収集運搬事業収益	712,566,984	678,958,418	33,608,566
ごみ処理手数料徴収事務収益	712,991,989	640,130,914	72,861,075
粗大ごみ受付センター業務等収益	109,603,113	102,220,532	7,382,581
粗大ごみ処理手数料収納事務収益	36,071,515	34,842,509	1,229,006
し尿収集運搬業務収益	170,501,780	185,445,476	△ 14,943,696
し尿処理手数料徴収事務収益	42,265,593	39,505,948	2,759,645
葬祭場管理運営業務収益	541,104,899	517,400,256	23,704,643
排水設備完了検査業務収益	58,912,198	57,841,257	1,070,941
西部3Rステーション管理運営業務収益	51,289,000	51,289,000	0
自主事業収益	5,258,710	1,708,855	3,549,855
土地貸付収益事業	18,792,000	18,360,000	432,000
④ 受取補助金等			
古紙収集車両購入支援補助金	0	6,300,000	△ 6,300,000
併用世帯補助金	180,000	204,000	△ 24,000
⑤ 雑収益			
雑収益	1,037,431	1,593,776	△ 556,345
経常収益計	2,460,589,994	2,335,872,681	124,717,313
(2) 経常費用			
① 事業費			
給料手当	388,001,342	393,248,417	△ 5,247,075
雑賞	116,672,644	113,958,419	2,714,225
賞与引当金繰入	65,314,035	64,771,489	542,546
退職給付費用	32,220,000	32,900,000	△ 680,000
法定福利費	32,730,963	31,510,099	1,220,864
法定厚生通費	101,828,361	102,592,865	△ 764,504
福利厚生通費	6,078,177	6,734,293	△ 656,116
旅費	1,884,750	2,992,810	△ 1,108,060
通費	7,610,122	9,447,465	△ 1,837,343
賃借料	11,026,474	12,041,108	△ 1,014,634
保険料	3,012,004	3,625,117	△ 613,113
被服費	3,479,641	3,007,785	471,856
燃料費	17,238,053	14,192,051	3,046,002
消耗品費	24,271,279	37,930,224	△ 13,658,945
印刷費	1,936,075	1,981,704	△ 45,629
手数料	401,075,929	389,551,855	11,524,074
委託費	722,719,138	639,215,500	83,503,638
水道光熱費	100,000,689	87,942,427	12,058,262
会議費	353,053	4,500	348,553
負担金	2,444,000	2,177,000	267,000
広告宣伝費	959,640	334,400	625,240
租税公課	94,539,400	91,528,820	3,010,580
図書新購費	311,168	249,818	61,350
車両修繕費	13,692,375	15,011,221	△ 1,318,846
その他修繕費	129,647,211	119,679,193	9,968,018
雑費	2,122,586	2,457,371	△ 334,785
減価償却費	49,559,795	54,943,907	△ 5,384,112

(単位：円)

科 目	当年度 (令和3年度)	前年度 (令和2年度)	増 減
② 管 理 費			
役 員 報 酬	8,829,500	8,818,000	11,500
給 料 手 当	31,912,239	30,355,900	1,556,339
雑 給	2,385,543	1,901,477	484,066
退 職 金	362,973	675,000	△ 312,027
賞 与 引 当 金 繰 入	7,559,221	6,816,515	742,706
退 職 給 付 費 用	2,972,000	2,850,000	122,000
法 定 福 利 費	2,810,927	2,442,352	368,575
福 厚 生 費	10,143,358	9,588,353	555,005
旅 交 通 費	2,421,683	2,771,159	△ 349,476
通 信 費	29,380	56,360	△ 26,980
賃 借 料	1,438,924	1,425,919	13,005
保 険 料	2,415,542	2,462,224	△ 46,682
被 服 費	132,317	101,288	31,029
燃 料 費	0	86,900	△ 86,900
消 耗 品 費	31,699	17,626	14,073
印 刷 費	1,260,508	1,348,172	△ 87,664
手 数 料	225,010	188,710	36,300
委 託 費	1,166,162	344,727	821,435
水 道 光 熱 費	5,660,163	5,877,043	△ 216,880
諸 負 担 金	1,494,524	1,504,380	△ 9,856
広 告 宣 伝 費	169,600	204,600	△ 35,000
租 税 課 費	265,000	200,000	65,000
図 書 新 聞 費	5,097,000	5,104,900	△ 7,900
そ の 他 修 繕 費	219,691	213,724	5,967
雑 費	352,022	311,877	40,145
減 価 却 費	213,198	225,577	△ 12,379
経 常 費 用 計 額	7,368,447	7,334,929	33,518
当 期 経 常 増 減 額	2,427,665,535	2,327,257,570	100,407,965
2 経 常 外 増 減 の 部	32,924,459	8,615,111	24,309,348
(1) 経 常 外 収 益			
車 両 運 搬 具 売 却 益	0	511,288	△ 511,288
車 両 運 搬 具 受 贈 益	0	1	△ 1
経 常 外 収 益 計	0	511,289	△ 511,289
(2) 経 常 外 費 用			
固 定 資 産 除 却 損	1	172,800	△ 172,799
貸 倒 引 当 金 繰 入	41,000	9,000	32,000
雑 損	15,550	460,287	△ 444,737
経 常 外 費 用 計 額	56,551	642,087	△ 585,536
当 期 経 常 外 増 減 額	△ 56,551	△ 130,798	74,247
他 会 計 振 替 前 当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	32,867,908	8,484,313	24,383,595
他 会 計 振 替 額	0	0	0
税 引 前 当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	32,867,908	8,484,313	24,383,595
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	221,000	221,000	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	32,646,908	8,263,313	24,383,595
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	2,453,404,261	2,445,140,948	8,263,313
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	2,486,051,169	2,453,404,261	32,646,908
II 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	20,000,000	20,000,000	0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	20,000,000	20,000,000	0
III 正 味 財 産 期 末 残 高	2,506,051,169	2,473,404,261	32,646,908

(2) 正味財産増減計算書内訳表

(単位：円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会 計	法人会計	内部取引 消 去	合計
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益					
基本財産受取利息	0	0	199	0	199
② 特定資産運用益					
特定資産受取利息	12,448	33	2,102	0	14,583
③ 事業収益					
ごみ収集運搬事業収益	674,280,696	0	38,286,288	0	712,566,984
ごみ処理手数料徴収事務収益	709,420,741	0	3,571,248	0	712,991,989
粗大ごみ受付センター業務等収益	109,156,673	0	446,440	0	109,603,113
粗大ごみ処理手数料収納事務収益	35,625,075	0	446,440	0	36,071,515
し尿収集運搬業務収益	155,983,345	0	14,518,435	0	170,501,780
し尿処理手数料徴収事務収益	39,157,980	0	3,107,613	0	42,265,593
葬祭場管理運営業務収益	521,237,647	0	19,867,252	0	541,104,899
排水設備完了検査業務収益	55,149,828	0	3,762,370	0	58,912,198
西部3Rステーション管理運営業務収益	45,344,182	0	5,944,818	0	51,289,000
自主事業収益	3,099,711	0	2,158,999	0	5,258,710
土地貸付収益事業	0	18,792,000	0	0	18,792,000
④ 受取補助金等					
古紙収集車両購入支援補助金	0	0	0	0	0
併用世帯補助金	180,000	0	0	0	180,000
⑤ 雑収益					
雑収益	640,493	392,011	4,927	0	1,037,431
経常収益計	2,349,288,819	19,184,044	92,117,131	0	2,460,589,994
(2) 経常費用					
① 事業費					
給料	387,678,996	322,346	0	0	388,001,342
雑賞	116,648,548	24,096	0	0	116,672,644
賞与	65,257,679	56,356	0	0	65,314,035
引当金繰入	32,190,000	30,000	0	0	32,220,000
退職給付費用	32,702,570	28,393	0	0	32,730,963
法定福利費	101,725,903	102,458	0	0	101,828,361
福利厚生費	6,053,716	24,461	0	0	6,078,177
旅費	1,884,750	0	0	0	1,884,750
通借料	7,603,662	6,460	0	0	7,610,122
賃借料	11,026,474	0	0	0	11,026,474
保険料	3,012,004	0	0	0	3,012,004
被服費	3,479,641	0	0	0	3,479,641
燃料費	17,238,053	0	0	0	17,238,053
消耗品費	24,271,279	0	0	0	24,271,279
印刷費	1,936,075	0	0	0	1,936,075
手数料	401,075,929	0	0	0	401,075,929
委託費	722,719,138	0	0	0	722,719,138
水道光熱費	100,000,689	0	0	0	100,000,689
会議費	353,053	0	0	0	353,053
負担金	2,444,000	0	0	0	2,444,000
広告宣伝費	959,640	0	0	0	959,640
租税公課	92,546,600	1,992,800	0	0	94,539,400
図書新聞費	311,168	0	0	0	311,168
車両修繕費	13,692,375	0	0	0	13,692,375
その他修繕費	129,647,211	0	0	0	129,647,211
雑費	2,122,586	0	0	0	2,122,586
減価償却費	49,410,875	148,920	0	0	49,559,795

(単位：円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会 計	法人会計	内部取引 消 去	合計
② 管 理 費					
役員報酬	0	0	8,829,500	0	8,829,500
給料	0	0	31,912,239	0	31,912,239
雑退	0	0	2,385,543	0	2,385,543
賞職	0	0	362,973	0	362,973
賞与引当金繰入	0	0	7,559,221	0	7,559,221
退職給付費	0	0	2,972,000	0	2,972,000
法定福利費	0	0	2,810,927	0	2,810,927
福利厚生費	0	0	10,143,358	0	10,143,358
旅交通費	0	0	2,421,683	0	2,421,683
通賃借料	0	0	29,380	0	29,380
保険料	0	0	1,438,924	0	1,438,924
被服料	0	0	2,415,542	0	2,415,542
燃費	0	0	132,317	0	132,317
消耗品	0	0	0	0	0
印刷費	0	0	31,699	0	31,699
手数料	0	0	1,260,508	0	1,260,508
水道光熱費	0	0	225,010	0	225,010
諸負担金	0	0	1,166,162	0	1,166,162
広告宣伝費	0	0	5,660,163	0	5,660,163
租税公課	0	0	1,494,524	0	1,494,524
図書新購費	0	0	169,600	0	169,600
その他修繕費	0	0	265,000	0	265,000
雑償却費	0	0	5,097,000	0	5,097,000
減価償却費	0	0	219,691	0	219,691
経常費用計	0	0	352,022	0	352,022
当期経常増減額	2,327,992,614	2,736,290	213,198	0	213,198
	21,296,205	16,447,754	7,368,447	0	7,368,447
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
車両運搬具売却益	0	0	0	0	0
車両運搬具受贈益	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
固定資産除却損	1	0	0	0	1
貸倒引当金繰入	41,000	0	0	0	41,000
雑損失	15,550	0	0	0	15,550
経常外費用計	56,551	0	0	0	56,551
当期経常外増減額	△ 56,551	0	0	0	△ 56,551
他会計振替前当期一般正味財産増減額	21,239,654	16,447,754	△ 4,819,500	0	32,867,908
他会計振替額	8,166,975	△ 16,226,754	8,059,779	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	29,406,629	221,000	3,240,279	0	32,867,908
法人税、住民税及び事業税	0	221,000	0	0	221,000
当期一般正味財産増減額	29,406,629	0	3,240,279	0	32,646,908
一般正味財産期首残高	1,896,389,849	66,125,147	490,889,265	0	2,453,404,261
一般正味財産期末残高	1,925,796,478	66,125,147	494,129,544	0	2,486,051,169
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	20,000,000	0	20,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	20,000,000	0	20,000,000
III 正味財産期末残高	1,925,796,478	66,125,147	514,129,544	0	2,506,051,169

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)			
未払金	事業者等に対する委託料の未払金外	公益目的事業に供する委託料、未払給料外	205,715,229
未払消費税等	福岡税務署	令和3年度消費税額	16,806,600
未払法人税等	西福岡県税事務所、福岡市	令和3年度県民税、住民税均等割	221,000
預り金	福岡市、中福岡年金事務所外	家庭系ごみ袋販売店入金額、社会保険料3月分外	83,041,423
前受金	(株)AOKI	収益事業 定期借地賃料4月前受分	1,566,000
賞与引当金	従業員に対するもの	従業員88名に対する賞与の支払に備えたもの	35,192,000
契約保証金	ブラテック(株)外	家庭系ごみ袋製造等委託に対する契約保証金外	45,165,230
流動負債合計			387,707,482
(固定負債)			
長期借入金	福岡銀行 本店 西日本シティ銀行 本店	福岡市葬祭場 再整備費借入金の元金	492,225,766
長期未払金	福岡銀行 本店 西日本シティ銀行 本店	福岡市葬祭場 再整備費借入金の利息	8,013,791
リース債務	本社事務所外	し尿臨時受付システム機器外	5,472,680
固定負債合計			1,005,951,794
負債合計			1,393,659,276
正味財産			2,506,051,169

5 収支計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	1,000	199	△ 801
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	70,000	14,583	△ 55,417
③ 事業収益			
ごみ収集運搬事業収益	700,870,000	712,566,984	11,696,984
ごみ処理手数料徴収事務収益	682,039,000	712,991,989	30,952,989
粗大ごみ受付センター業務等収益	110,860,000	109,603,113	△ 1,256,887
粗大ごみ処理手数料収納事務収益	36,352,000	36,071,515	△ 280,485
し尿収集運搬業務収益	179,751,000	170,501,780	△ 9,249,220
し尿処理手数料徴収事務収益	44,057,000	42,265,593	△ 1,791,407
葬祭場管理運営業務収益	539,249,000	541,104,899	1,855,899
排水設備完了検査業務収益	62,540,000	58,912,198	△ 3,627,802
西部3Rステーション管理運営業務収益	51,289,000	51,289,000	0
自主事業収益	11,270,000	5,258,710	△ 6,011,290
土地貸付収益事業	18,792,000	18,792,000	0
④ 受取補助金等			
古紙収集車両購入支援補助金	0	0	0
併用世帯補助金	204,000	180,000	△ 24,000
⑤ 雑収益			
雑収益	628,000	1,037,431	409,431
経常収益計	2,437,972,000	2,460,589,994	22,617,994
(2) 経常費用			
① 事業費用			
給料手当	394,276,000	388,001,342	△ 6,274,658
雑賞与	126,575,000	116,672,644	△ 9,902,356
賞与引当金繰入	98,884,000	65,314,035	△ 33,569,965
退職給付費用	0	32,220,000	32,220,000
法定福利費	36,485,000	32,730,963	△ 3,754,037
厚生利生費	103,724,000	101,828,361	△ 1,895,639
旅費交通費	8,199,000	6,078,177	△ 2,120,823
通信費	3,545,000	1,884,750	△ 1,660,250
賃借料	10,386,000	7,610,122	△ 2,775,878
保険料	11,175,000	11,026,474	△ 148,526
被服費	3,908,000	3,012,004	△ 895,996
燃料費	3,327,000	3,479,641	152,641
燃費	17,427,000	17,238,053	△ 188,947
消耗品費	33,842,000	24,271,279	△ 9,570,721
印刷費	1,699,000	1,936,075	237,075
手数料	407,409,000	401,075,929	△ 6,333,071
委託費	680,820,000	722,719,138	41,899,138
水道光熱費	94,643,000	100,000,689	5,357,689
会議費	1,410,000	353,053	△ 1,056,947
負担金	2,790,000	2,444,000	△ 346,000
宣伝費	901,000	959,640	58,640
広告費	100,000,000	94,539,400	△ 5,460,600
租税公課	722,000	311,168	△ 410,832
図書新購費	11,848,000	13,692,375	1,844,375
車両修繕費	130,997,000	129,647,211	△ 1,349,789
その他修繕費	3,829,000	2,122,586	△ 1,706,414
減価償却費	55,119,000	49,559,795	△ 5,559,205

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増 減
② 管 理 費			
役 員 報 酬	8,950,000	8,829,500	△ 120,500
給 料 手 当	33,455,000	31,912,239	△ 1,542,761
雑 給	2,061,000	2,385,543	△ 324,543
退 職 金	900,000	362,973	△ 537,027
賞 与 引 当 金 繰 入	9,893,000	7,559,221	△ 2,333,779
賞 与 引 当 金 繰 入	0	2,972,000	△ 2,972,000
退 職 給 付 費 用	3,144,000	2,810,927	△ 333,073
法 定 福 利 費 用	10,183,000	10,143,358	△ 39,642
福 利 厚 生 費 用	3,865,000	2,421,683	△ 1,443,317
旅 費 交 通 費 用	306,000	29,380	△ 276,620
通 信 借 入 費 用	1,490,000	1,438,924	△ 51,076
賃 借 料	2,502,000	2,415,542	△ 86,458
保 険 料	153,000	132,317	△ 20,683
交 際 費	20,000	0	△ 20,000
被 服 費	55,000	0	△ 55,000
燃 料 費	63,000	31,699	△ 31,301
消 耗 品 費	2,701,000	1,260,508	△ 1,440,492
印 刷 費	253,000	225,010	△ 27,990
手 数 料	447,000	1,166,162	△ 719,162
委 託 費	7,861,000	5,660,163	△ 2,200,837
水 道 光 熱 費	1,562,000	1,494,524	△ 67,476
会 議 費	11,000	0	△ 11,000
諸 負 担 金	287,000	169,600	△ 117,400
広 告 宣 伝 費	200,000	265,000	△ 65,000
租 税 公 課	4,994,000	5,097,000	△ 103,000
図 書 新 聞 費	249,000	219,691	△ 29,309
そ の 他 修 繕 費	766,000	352,022	△ 413,978
雑 費	219,000	213,198	△ 5,802
減 価 償 却 費	7,213,000	7,368,447	△ 155,447
経 常 費 用 計 額	2,447,743,000	2,427,665,535	△ 20,077,465
当 期 経 常 増 減 額	△ 9,771,000	32,924,459	△ 42,695,459
2 経常外増減の部			
(1) 経 常 外 収 益			
車 両 運 搬 具 売 却 益	0	0	0
車 両 運 搬 具 受 贈 益	0	0	0
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用			
固 定 資 産 除 却 損	0	1	1
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	41,000	41,000
雑 損 失	0	15,550	15,550
経 常 外 費 用 計 額	0	56,551	56,551
当 期 経 常 外 増 減 額	0	△ 56,551	△ 56,551
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 9,771,000	32,867,908	△ 42,638,908
他 会 計 振 替 額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 9,771,000	32,867,908	△ 42,638,908
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	300,000	221,000	△ 79,000
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 10,071,000	32,646,908	△ 42,717,908
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	2,446,124,000	2,453,404,261	7,280,261
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	2,436,053,000	2,486,051,169	49,998,169
II 指定正味財産増減の部			
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	20,000,000	20,000,000	0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	2,456,053,000	2,506,051,169	49,998,169

6 契約金額が3億円以上の工事又は製造の請負の契約

該当なし

7 契約金額が4,000万円以上の不動産等の買入れ等の契約

該当なし

第3 令和4年度事業計画及び収支予算

1 事業計画（各事業の予算額は、受取補助金等及び雑収益等を含む）

(1) 公益目的事業

① ごみ収集運搬業務（777,564千円）

福岡市から委託を受け、又は収集運搬業の許可に基づき、ごみの収集運搬業務を行う。また、令和4年度はモデル事業で回収された製品プラスチックも含めて区役所等で回収された資源物を圧縮梱包施設等へ搬入するほか、契約事業所から分別して排出される古紙を民間の古紙資源化施設に搬入し、ごみの減量及び資源化に努める。

② 家庭系ごみ処理手数料徴収事務（763,769千円）

福岡市から委託を受け、令和4年度は指定袋の一部にバイオマスプラスチックを導入するモデル事業を含めた家庭ごみ用指定袋の調達、保管及び取扱店への配送等を行うとともに、家庭系ごみ処理手数料の徴収事務を行う。

③ 粗大ごみ受付センター業務等（127,020千円）

福岡市から委託を受け、粗大ごみ収集の申込受付、市民からの相談・要望等への対応、収集業者への指示及び連絡調整を行う。

④ 粗大ごみ処理手数料収納事務（43,778千円）

福岡市から委託を受け、粗大ごみ処理券の管理及び保管を行い、市が指定する取扱店に納品するとともに、粗大ごみ処理手数料の収納事務を行う。

⑤ し尿収集運搬業務（184,240千円）

福岡市から委託を受け、し尿の収集運搬業務を行う。

⑥ し尿処理手数料徴収事務（45,515千円）

福岡市から委託を受け、し尿処理手数料の徴収事務を行う。

⑦ 福岡市葬祭場管理運営業務（548,242千円）

福岡市葬祭場の再整備資金を金融機関に償還していくとともに、指定管理者として、福岡市葬祭場の適切な管理運営を行う。

⑧ 排水設備完了検査業務（55,637千円）

福岡市、古賀市及び糟屋郡5町から委託を受け、排水設備の完了検査業務を行う。

⑨ 福岡市西部3Rステーション管理運営業務（51,601千円）

指定管理者として、福岡市西部3Rステーションの適切な管理運営を行うとともに、当該施設を活動拠点とし、地域の環境啓発活動の支援や地域で活動するリーダー・ボランティアの人材育成を行う。

⑩ 自主事業（7,000 千円）

ア 廃棄物埋立管理技術普及啓発事業

国際協力機構（JICA）等の研修事業として、準好気性埋立構造（福岡方式）による廃棄物埋立管理技術の普及啓発を行う。

イ 環境学習事業

小学生をはじめ、広く市民にごみ減量や環境問題に関する啓発を行うため、留守家庭子ども会出前講座等の環境学習事業を実施する。

ウ 環境啓発事業

小学生とその保護者を対象に夜間ごみ収集の見学を行う「親子ごみ収集ミッドナイトツアー」を開催する。

また、福岡市が実施する環境フェスティバルやラブアース・クリーンアップ等の環境啓発イベントに参画し、環境分野における市民啓発活動を行う。

なお、事業の実施に当たっては、コロナ禍で培ったノウハウをいかして、啓発動画を活用した情報発信やオンラインでの研修開催など、感染の状況に応じて柔軟に対応する。

(2) 収益事業

土地貸付等事業（19,193 千円）

旧西営業所用地の有効活用を図るため、貸付事業を行う。

2 収支予算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

(1) 収支予算

（単位：千円）

科 目	当年度 (令和4年度)	前年度 (令和3年度)	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	1	1	0	基本財産の運用利息
② 特定資産運用益	70	70	0	減価償却引当預金等の運用利息
③ 事業収益	2,622,707	2,437,069	185,638	福岡市からの受託事業収入等
ごみ収集運搬事業収益	777,384	700,870	76,514	
ごみ処理手数料徴収事務収益	763,769	682,039	81,730	
粗大ごみ受付センター業務等収益	127,020	110,860	16,160	
粗大ごみ処理手数料収納事務収益	43,778	36,352	7,426	
し尿収集運搬業務収益	184,240	179,751	4,489	
し尿処理手数料徴収事務収益	45,515	44,057	1,458	
葬祭場管理運営業務収益	548,242	539,249	8,993	
排水設備完了検査業務収益	55,637	62,540	△ 6,903	
西部3Rステーション管理運営業務収益	51,400	51,289	111	
自主事業収益	6,930	11,270	△ 4,340	
土地貸付収益事業	18,792	18,792	0	
④ 受取補助金等	180	204	△ 24	福岡市からの補助金
⑤ 雑収益	628	628	0	預金利息等
経常収益計	2,623,586	2,437,972	185,614	
(2) 経常費用				
① 事業費	2,537,279	2,343,940	193,339	事業に係る直接経費
② 管理費	110,323	103,803	6,520	管理経費
経常費用計	2,647,602	2,447,743	199,859	
当期経常増減額	△ 24,016	△ 9,771	△ 14,245	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 24,016	△ 9,771	△ 14,245	
他会計振替額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 24,016	△ 9,771	△ 14,245	
法人税、住民税及び事業税	1,500	300	1,200	
当期一般正味財産増減額	△ 25,516	△ 10,071	△ 15,445	
一般正味財産期首残高	2,443,333	2,453,404	△ 10,071	
一般正味財産期末残高	2,417,817	2,443,333	△ 25,516	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	20,000	20,000	0	
指定正味財産期末残高	20,000	20,000	0	
III 正味財産期末残高	2,437,817	2,463,333	△ 25,516	

(2) 会計別内訳表

(単位：千円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会 計	法人会計	内部取引 消 去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益	0	0	1	0	1
② 特定資産運用益	60	1	9	0	70
③ 事業収益	2,499,812	18,792	104,103	0	2,622,707
④ 受取補助金等	180	0	0	0	180
⑤ 雑収益	211	400	17	0	628
経 常 収 益 計	2,500,263	19,193	104,130	0	2,623,586
(2) 経常費用					
① 事業費	2,534,646	2,633	0	0	2,537,279
② 管理費	0	0	110,323	0	110,323
経 常 費 用 計	2,534,646	2,633	110,323	0	2,647,602
当 期 経 常 増 減 額	△ 34,383	16,560	△ 6,193	0	△ 24,016
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経 常 外 収 益 計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経 常 外 費 用 計	0	0	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 34,383	16,560	△ 6,193	0	△ 24,016
他 会 計 振 替 額	8,867	△ 15,060	6,193	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 25,516	1,500	0	0	△ 24,016
法人税、住民税及び事業税	0	1,500	0	0	1,500
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 25,516	0	0	0	△ 25,516
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	1,886,319	66,125	490,889	0	2,443,333
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	1,860,803	66,125	490,889	0	2,417,817
II 指定正味財産増減の部					
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	0	0	20,000	0	20,000
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	0	0	20,000	0	20,000
III 正味財産期末残高	1,860,803	66,125	510,889	0	2,437,817

第4 参考資料

公益財団法人 ふくおか環境財団定款

施行 平成27年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 ふくおか環境財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成に資する事業を推進するとともに、広く公共の福祉の見地から公衆衛生の向上を図ることにより、住民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境に関する調査、研究及び啓発
- (2) 廃棄物処理技術の普及に関する事業
- (3) 廃棄物関連施設の管理運営に関する事業
- (4) 廃棄物の収集及び運搬に関する事業
- (5) 家庭系指定袋の調達、保管及び配送に関する事業
- (6) 廃棄物処理手数料に関する事業
- (7) 家庭系粗大ごみ収集の受付及び相談に関する事業
- (8) 福岡市葬祭場の管理運営及び整備に関する事業
- (9) 排水設備の検査に関する事業
- (10) 土地の貸付に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福岡市及びその周辺において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項に規定する書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書(損益計算書)
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書(損益計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項各号に規定する書類は、毎事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超え

ないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第13条 評議員に対して、一日当たり10,000円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給する。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(招集通知)

第18条 理事長は、評議員会の日の1週間前までに、前条第3項各号に掲げる事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員の中から選任された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。また、理事長以外の理事のうち1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事及び評議員又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事長が欠けた場合の措置)

第26条 理事長が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長(法人法第79条第2項の規定により選任された一時理事長の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況

の調査をすることができる。

3 監事は、その他法令で定めるところにより、職務を執行する。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 役員に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した書面により通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を定める。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べた場合は、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第43条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、箱嶋 次雄とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
星子 明夫
中島 淳一郎
今田 長英
角 敬之
久留百合子
松崎 隆

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額
定期預金	福岡銀行博多支店 8,000,000 円
	西日本シティ銀行博多支店 4,700,000 円
	西日本シティ銀行本店 3,520,000 円
	福岡中央銀行本店 2,000,000 円
	筑邦銀行福岡支店 1,000,000 円
	宮崎銀行福岡支店 780,000 円
	20,000,000 円